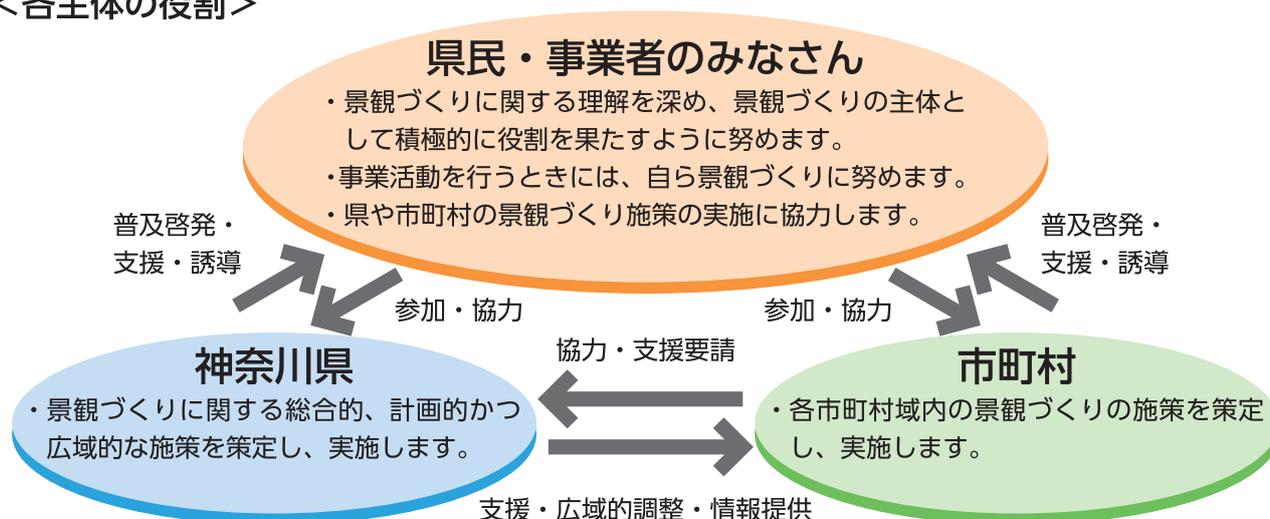


神奈川の景観づくり(各主体の役割)

神奈川県景観条例に基づく取組み

- ・神奈川県では2006(平成18)年12月に「神奈川県景観条例」を施行し、2007(平成19)年8月には、条例第7条に基づく「神奈川景観づくり基本方針」を策定しました。
- ・「神奈川県景観条例」では、景観づくりの基本理念、景観づくりに関わる県・県民・事業者の責務、県の景観づくり施策の基本事項などを定めています。
- ・「神奈川景観づくり基本方針」では、景観づくりに関わる各主体(県・県民・事業者・市町村)の役割を定め、県が県民・事業者のみなさんや市町村の景観づくりを支援していくための施策の方針や、広域的な景観づくりの方向性を示しています。

<各主体の役割>



神奈川の景観づくり(神奈川県 都市整備課)より

神奈川県屋外広告物条例の概要

2020(令和2)年7月現在

屋外広告物は、目的地までの案内など様々な情報の提供に広く利用されており、また、街に活気をもたらすものでもあります。しかしながら、自由に広告が出されることになると、街並みや自然景観を乱したり、広告物の落下などにより事故の要因となることも考えられます。

そこで、神奈川県では、「良好な景観の形成」「風致の維持」および「公衆に対する危害の防止」を図るために、屋外広告物法に基づいて、神奈川県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示などに関する基準を定めています。

政令市・中核市は屋外広告物法に基づく条例を独自に制定することができます。そのほかの市町村は景観法に基づく景観行政団体となり県との協議を行うことにより、制定が可能になります。



※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市および大和市ではそれぞれ独自に条例を制定しており、基準内容も県条例とは異なっておりますので、ご注意ください。

かながわの屋外広告物(神奈川県 都市整備課)より